

インターネット上の部落差別投稿について 条例でプロバイダの責務等を規定している他府県調査結果

1. 背景

- ・ ネット上に特定の地域を同和地区として、地域内の建物や公共施設、墓石等を撮影した動画を投稿する事案が発生
- ・ このような行為は、プライバシーを侵害し、新たな差別を誘発・助長・拡散するおそれが指摘
- ・ 投稿を削除するには、被害者自身が裁判を起こすか、プロバイダが自主的に削除するか方法がないのが現状
- ・ 法務省からプロバイダに対し削除要請する制度はあるものの、削除されないことも少なくない

2. 削除に向けた県の主な取組み

県では、これまで各サイト上から違反報告を行うとともに、高松法務局に対し人権侵害事案として通報した。また、プロバイダには、自社が作成しているポリシーに基づいて削除を検討するよう要請するなどの取組みを行った。現在も、一部は削除されず残っていることから、他県の取組事例等も参考に、引き続き、市町とも相談しながら、効果的な取組みについて研究・実施する。

3. 他府県調査

(1) 目的

プロバイダの責務等を規定している条例を三重県、和歌山県が整備しており、大阪府でも令和4年にインターネット上の誹謗中傷や差別等を対象とした新たな条例が制定されたのを機に、人権侵害の防止と被害者支援等に関する実効性のある施策を検討するための有識者会議が設置されていることから、各府県の条例の内容や有識者会議での検討状況を調査し、条例による規制の有効性等を検証した。

(2) 調査日 令和5年1月26日及び27日

(3) 主な調査内容

- 質問1 プロバイダの責務について
- ① 条例が適用されるプロバイダの範囲
 - ② 責務の内容
 - ③ 削除の判断基準とその主体
- 質問2 説示・勧告等について
- ① その意味と法的性格
 - ② 摘示事案も説示・勧告等の対象か

○大阪府について

大阪府は、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の附則において、施行後1年を目途に学識経験者で構成する検討会議を設置し、必要な検討を行うとしており、本年1月にその検討結果が取りまとめられ公表された報告書（案）の内容を報告する。

インターネット上の部落差別投稿について 条例でプロバイダの責務等を規定している他府県調査結果

3. 各府県の条例（該当条項を要約）

- ・別紙「インターネット上の部落差別に関する他府県条例の比較」を参照

4. 調査結果

	三重県	和歌山県	大阪府
規定が適用されるプロバイダの範囲	県において事業活動を行っているプロバイダのみを対象	県内に事務所やサーバー、基地局等がある県内事業者が対象だが、把握はしていない。	条例上に該当規定はない。 また、有識者会議でも検討対象とはなっていない
プロバイダの責務の内容 (条文を要約)	1 ネット上の人権侵害行為の解消に必要な役割を果たすよう努める 2 ネット上の人権侵害行為を知った場合で、 <u>情報の送信防止措置</u> が可能なときは、当該措置を講ずる	ネット上において部落差別が行われていることを確認したときは、 <u>情報の送信を防止する措置</u> を行う	—
人権侵害行為かどうかの判断は、誰がするのか	条例に規定はないが、 <u>プロバイダ自身</u> が判断を行う	条例では、部落差別であるとプロバイダが判断した場合に削除を求めているもので、 <u>県においても独自に判断し、該当すれば削除を要請する</u>	条例に規定はないが、報告書（案）では、 <u>どういった情報が削除要請等の対象となるかを明確にする必要があるが、その判断は難しい</u> としている
助言・説示等の法的な性格は	罰則や氏名の公表を含む規制的措置ではなく、 <u>当事者間の対話による問題解決を支援する行政指導等</u> である。	条例施行前から要綱において行為者への個別啓発として規定していたものを条例制定に合わせて明文化したもので、公表や罰則のような権力的な意味合いのものではない。	報告書（案）では、府は公権力行使の主体であり、表現の自由の問題もあるため、 <u>任意の助言や説示といった注意喚起にとどめるべき</u>
インターネット上の部落差別も説示・勧告等の対象か	<u>当事者間の紛争</u> とは言い難く、対象とすることは難しい。	インターネットの場合、 <u>行為者が特定され、かつ県内で行われた場合が対象</u> で、県外から投稿されているものは対象外となる。	報告書（案）では、 <u>対象となるが、匿名の場合、発信者の特定が課題</u> となる

インターネット上の部落差別投稿について 条例でプロバイダの責務等を規定している他府県調査結果

5. 「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議」報告書

1. 目的

令和4年4月の条例施行を受け、広域自治体として、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の防止及び被害者支援等に関する実効性のある施策を検討するため設置されたもので、今後の施策の具体的な方向性及び施策を実施するに当たっての課題について、意見を示したもの。

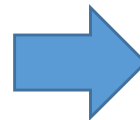
2. 基本的な考え方

①府の役割

- ・ ネット上に流通する人権侵害情報の態様は様々で、憲法で保障された表現の自由との問題や発信者の匿名性、情報の拡散性などのネットの特性を踏まえると、基本的には国において全国統一的に実施されるべきもの。
- ・ しかし、現在、国の取組は不十分で、府においても人権意識の高揚を図るための教育・啓発の推進や、被害者や加害者に対する相談窓口の整備などの支援の充実が重要

②被害者支援のあり方

- ・ 被害者自らが被害の回復を図ることが原則であり、被害の回復に向けた法的、技術的助言や心理的ケアを通じた、被害者視点に立った支援が重要
- ・ 削除要請等の直接的な被害者救済は、発信者の表現の自由を制約することから、どういった情報が対象かを明確にする必要があるが、その判断は難しい。
- ・ 一方、部落差別やヘイトスピーチなど、明らかに差別を助長、誘発する情報については、引き続き、行政として対応する。
- ・ 特定の個人に対する誹謗中傷や明確に判断ができない情報は、直接的な被害者救済は難しく、被害者自身による被害回復への支援を行う。



3. 施策の方向性

①教育・啓発活動の一層の推進

- ア) 幅広い世代への教育・啓発と関係機関との連携・協力
- イ) 啓発手法の工夫

②相談事業・被害者支援の充実

- ア) インターネット上の問題に関する専門の相談窓口の設置
- イ) 弁護士による法的助言・相談の実施
- ウ) 被害者の心理的負担の軽減への対応
- エ) 府ウェブページの充実

③人権侵害情報への対応

- ア) プロバイダ事業者・法務省への削除要請の拡充
- イ) 差別的言動等の発信者への注意喚起（助言・説示）
- ウ) 社会的影響が大きい事象への対応
- エ) 有識者による施策の検証
- オ) 犯罪被害者等支援施策との連携
- カ) 司法手続への支援

④国への提案

インターネット上の部落差別投稿について 条例でプロバイダの責務等を規定している他府県調査結果

5. 「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議」報告書

3. 施策の方向性（抜粋）

③人権侵害情報への対応

ア) プロバイダ事業者・法務省への削除要請の拡充

- ・ 地域等に対する差別的言動等で、個別の被害者に対応を求めることが困難な場合は、引き続き、府において対応すべき
- ・ 特定の個人や団体に対する情報については、まずは被害者の自主的な対応を優先し、被害者が削除要請を行っても削除されず、その情報が差別的言動等と府が認めるときに限り、対応する。
- ・ 不当な差別的言動等として削除要請の対象とするかは判断が難しいことから、これまでの取組みを踏まえ、明らかに判断できるものについて対象とするなど慎重な対応が求められる。
- ・ プロバイダ事業者別の削除依頼件数等の公表については、公表目的について一層の検討が必要なことや、事業者からの理解を得る必要があること等も踏まえ、慎重に検討すべきと考える。
- ・ 特定の個人への誹謗中傷に対する削除要請については、被害者自身が被害回復を行うべきであること、また、違法性の判断に課題があることから、引き続き、検討課題とすることが適当と考える。

イ) 差別的言動等の発信者への注意喚起（助言・説示）

- ・ 府は公権力の主体となることや表現の自由の問題があることから、任意の助言や説示といった注意喚起にとどめるべきものと考える。
- ・ 実施する場合には、被害者や府が削除要請を行っても削除されず、差別的言動であると府が認める場合に限って運用するのが適当と考える。
- ・ その場合、匿名で行われることが多く、発信者の特定が難しいことが課題となる
- ・ 特定の個人への誹謗中傷を続ける発信者に対する注意喚起は、被害者自身が被害回復を行うべきものであること、また、違法性の判断に課題があることから、引き続き、検討課題とすることが適当と考える。

インターネット上の部落差別投稿について 条例でプロバイダの責務等を規定している他府県調査結果

6. 調査結果のまとめ

(1) 条例の有効性に関する検証

① プロバイダの責務に関する規定について

- ・ 両県とも、プロバイダの責務として、人権侵害情報を確認した時は送信防止措置を行うことを規定しているが、送信防止措置を行うかどうかの判断は、基本的にプロバイダ自身が行い、対象となるプロバイダの範囲も県内事業者のみとなっている。和歌山県では、県からも削除要請するが、あくまでも任意であり強制力はない。（県からの削除要請が表現の自由を委縮させるとの意見もあり）

- ➡ (課題) ・ 削除の判断をプロバイダ自身が行うのであれば、現状でも、各プロバイダは削除に関するポリシーを策定し、それに基づき自主的に判断し、対応している。
- ・ 県からの任意の要請についても、法務省において、全国統一基準である人権侵犯処理規程に基づき人権侵犯事案と判断されるものは法務省から削除要請することが制度化されている。
 - ・ 現状でも、部落差別解消推進法に基づき、啓発の一環として削除要請することは可能と考える。

② 助言・説示に関する規定について

- ・ 三重県は当事者間での話し合いによる解決を基本とし、助言、説示等は問題解決を援助する非権力的な行政指導としており、和歌山県も、従来から要綱において啓発の一環として行っていたものを明文化したもので、応じるかは当事者の任意としている。

- ➡ (課題) ・ 三重県は、現在の法制下では条例で処罰することは難しく、非権力的な行政指導であるとしている。和歌山県も任意の仕組みとしている。
- ・ また、和歌山県は県内で行われた人権侵害情報だけが対象で、県外から投稿されたものは対象外となる。また、匿名での投稿が多く、投稿者が特定できないと行えないという課題もある。
 - ・ また、法務省では、前述した人権侵犯処理規程に基づき、人権救済措置として、あくまでも任意ではあるが、説示・勧告等を行っている。

インターネット上の部落差別投稿について 条例でプロバイダの責務等を規定している他府県調査結果

6. 調査結果のまとめ

(2) 本県条例の見直しについて

- 本県条例を、ネット上の人権侵害情報に対応したものに改正する検討を行うに当たっては、主に①プロバイダの責務と②助言・説示に関する規定が問題となる。
- ①プロバイダの責務については、両県とも、プロバイダの自主規制を尊重する考えで、実効性に疑問が残る。また、大阪府は、有識者会議での検討課題としていない。
 - ②助言・説示についても、表現の自由との問題もあり、非権力的な行政指導にとどまり、対象範囲も県内で投稿されたものに限られ、また、投稿者の特定にも課題が残る。
 - ③現状でも、法務省において人権侵犯処理規程に基づき、人権救済措置としてプロバイダへの削除要請や、当事者間の紛争を解決するための説示・勧告等を行う手続きが制度化されている。

○また、現在、総務省では、「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」が立ち上がり、GoogleやTwitter等のプラットフォーム事業者の有害情報等のモニタリングに関する透明性確保のあり方や、投稿の削除に関するプラットフォーム事業者に求められる役割等について、本年6月を目途に報告書を取りまとめる計画で、様々な論点から専門的な議論が行われることとなっている。



これらのことから、インターネット上の誹謗中傷事案について、条例による規制を検討するに当たっては、表現の自由との権利関係の調整に係る判断が難しいことや、発信者に対する取組みも非権力的で任意な行政指導にとどまることになれば、被害の回復を図るうえで実効性に疑問が残る。調査では、条例による規制には課題が多い結果となった。